

沖ト協発第 1 1 6 号
令和 8 年 9 月 25 日

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会
会 長 新 城 英 一
(公 印 省 略)

令和 8 年度「重要物流道路」の指定に関する要望の受付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「重要物流道路」につきましては、毎年 4 月を目安に「候補路線」、「計画区間」、「事業区間」、「供用区間」が指定されております。

今年度も引き続き要望活動を展開し、トラックの効率輸送を高めるための道路整備が実現できるよう努めて参りたいと考えています。

つきましては、重要物流道路として追加すべき区間がございましたら、下記の通り必要書類を作成し、沖縄県トラック協会宛てにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、事業者より要望があっても沖縄県トラック協会として要望されない場合もございますので予めご了承ください。

敬具

記

1. 重要物流道路とは

- 全国的な貨物輸送網の形成を図り、安定的なトラック輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な区間を定めて「重要物流道路」として指定するもの。(道路法第 48 条の 17)
 - 重要物流道路の構造基準は、貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められる。(道路法第 48 条の 18) 車両高さ 3.8m→4.1mへ引上げ。
 - 候補路線※、計画区間※、事業区間、供用区間として段階的に指定することで、国が重要物流道路の計画的な機能強化を推進。※高規格道路の場合
- 重要物流道路は状況に応じて 4 段階の指定種別があります。

	指定種別	対 象	主な段階
1	候補路線	高規格道路	優先区間の検討が行われる段階
2	計画区間	高規格道路	計画段階評価が行われる段階
3	事業区間	全ての道路	事業化される段階
4	供用区間	全ての道路	供用が開始される段階

2. 対象区間

重要物流道路の指定については、物流拠点までのラストマイルを除き、新広域道路交通計画に位置づけられた道路の中から、特車許可申請数等のニーズや周辺道路の指定状況、道路調査の進捗状況等を総合的に勘案し、道路管理者の要望に基づき実施されているため、対象区間は次の①～②のいずれも満たす区間とします。

- ①地元行政（道路管理者）から国に対して、重要物流道路への指定に向けた早期整備を求める要望活動が行われている区間（今年度内に要望予定の区間を含む）
- ②道路利用者（トラック協会）から重要物流道路の指定を求める区間

3. 提出票に記載する内容 ※提出票は沖ト協HPに掲載しています

- ①路線名
- ②要望区間
- ③供用状況（未供用もしくは供用中）
- ④ネットワーク形成状況

例：重要物流道路に指定されている〇〇道路と△△道路を結ぶネットワーク形成

- ⑤新広域道路交通計画における計画有無
 - ⑥要望する指定内容（候補路線、計画区間、事業区間、供用区間）
- ※要望区間を示す地図も添付してください

4. 提出方法

- （１）提出期限

令和８年１０月２３日（金）

- （２）提出先

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課

沖ト協ホームページに掲載の提出票を記載、必要書類を作成し、締切日までにメールにてご提出ください。

ご提出先メールアドレス：ota.tekiseika@okitora.or.jp

5. 問い合わせ先

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280